

山口市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）における犯罪被害者等の支援に関し、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

犯罪被害者等基本法第3条では、犯罪被害を受けた方やその家族、遺族には個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利があることをうたい、必要な施策が適切に講じられるべきであるとしています。この法律の理念を実現するため、市においても必要な施策を推進し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを、この条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察及び関係機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

【解説】

- (1) 「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法（以下「法」という。）第2条第1項と同様に犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- (2) 「犯罪被害者等」とは、法第2条第2項と同様に犯罪被害者本人だけでなく、家族及び遺族を含めます。なお条例における市の責任範囲を明確にする趣旨で、市内において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限定しています。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、市が単独で行うものではなく、国や県、民間の支援団体などが連携協力して取り組んでいく必要があるため定めています。
- (4) 犯罪被害からの回復には、様々な人や団体からの支援が重要となります。本条例では、市民のほか市内で働く方、通学児童・生徒、事業者、自治会及びNPO法人などの団体等も含め、「市民等」としています。
- (5) 犯罪被害者等にとって、二次的被害の苦しみは極めて大きいので、二次的被害について明記することで、その存在を知らしめ、予防効果も期待しています。犯罪被害者等が受ける被害は、加害者のみならず、第三者の行為によっても生じるものであることを定めています。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し及び協力しなければならない。

【解説】

第1項

法第3条の基本理念にのっとり、法第5条に規定されている地方公共団体の責務を果たしていくことを定めています。

第2項

犯罪被害者等に対する円滑な支援のため、関係機関等がお互いに連携・協力していくことが重要であるため、定めています。

〈参考：犯罪被害者等基本法 第3条及び第5条〉

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮すること及び二次的被害防止に最大限の配慮をするとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

【解説】

犯罪被害者等は、地域に生活する一市民であり、その支援を実効的なものとするためには、地域の市民等の協力が必要不可欠です。また、犯罪被害者等は、事件による直接の被害だけでなく、周囲の人の無理解や偏見等によって二次的被害を受ける可能性もあります。そのため、市だけではなく、犯罪被害者等を取り巻く市民等に対しても二次的被害の発生防止に努め、市や関係機関等が実施する施策に協力することを責務として定めています。

(相談、情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、犯罪被害者等の援助に精通している者の紹介や関係機関等との連絡調整など、総合的な支援を市が実施することを定めるものです。

(経済的負担の軽減等)

第6条 市は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来たすことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

【解説】

犯罪行為により死亡した市民の家族、又は遺族及び犯罪行為により重症病を負った市民に対して、生活費、医療費等の経済的負担の軽減を図るために、法第13条の規定に沿って必要な施策を行うことを定めています。

〈参考：犯罪被害者等基本法 第13条〉

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

(広報及び啓発)

第7条 市は、市民等が犯罪被害者等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発に努めるものとする。

【解説】

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のためには、市民等が犯罪被害者等の支援に関する事項の支援について理解を深めていくことが重要です。そのため、市においては、広報紙やホームページなどを活用した広報活動や、講演会等の啓発活動を行うことを定めています。

(民間支援団体への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援において、民間支援団体が果たす役割

の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。

【解説】

支援活動を行う民間団体等が犯罪被害者等の支援に果たす役割の重要性に鑑み、法第22条（民間の団体に対する援助）に規定されている地方公共団体が果たしていくべき責務を定めています。

国が策定した第3次犯罪被害者等基本計画では、民間の支援団体、関係機関との連携による犯罪被害者等への途切れない支援の重要性が示されており、その趣旨に沿って定めています。

全国的に犯罪被害者等に対する支援は、民間の支援団体が犯罪被害者等に寄り添いながら、支援の中心となり、必要に応じて専門家へつなげていくことが多く、岐阜県では代表的な機関として、（公社）ぎふ犯罪被害者等支援センターがあります。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項を規則等で別に定めることとしています。